令和８年第２回　朝倉市農業委員会　会議録

１．　令和８年２月１０日、１４時００分に朝倉市役所３階大会議室において、第２回農業委員会を招集した。

２．出席委員

【農業委員１８名】

１番　井上　ながえ	２番　師岡　昭德	３番　星野　洋子
４番　信國　政吉	５番　鳥巣　良彦	６番　大坪　　茂
７番　大隅　高博	８番　田子森　靜男	９番　空閑　正樹
１０番　森高　繁美	１１番　江藤　博文	１２番　水上　庸子
１３番（　欠　員　）	１４番　山内　一男	１５番　田中　敏朗
１６番　内田　英彦	１７番　畑　　和德	１８番　林　　新吾
１９番　樋口　博幸		

【農地利用最適化推進委員１２名】

２０番　唐川　富雄	２１番　髙良　悟	２２番　日野　孝紀
２３番　田邊　由紀嗣	２４番　井上美津子（欠席）	２５番　大内田　豊年
２６番　安陪　廣重	２７番　松岡　光夫	２８番　山﨑　德松（欠席）
２９番　小島　廣美（欠席）	３０番　小林　繁隆（欠席）	３１番　鬼塚　清明（欠席）
３２番　岩下　豊	３３番　熊谷　明美	３４番　篠原　新二（欠席）
３５番　平井　豊子	３６番　石井　仁美	３７番　森　　順仁（欠席）
３８番　矢野　一彦		

（※２１番・２４番・３３番・３８番は、代表推進委員。）

３．付議事項

・報告第　１号　　農地法第１８条の規定による合意解約通知について
・報告第　２号　　農地改良届出について
・報告第　３号　　農地の転用に係る届出（２００㎡未満の農業用施設）について

・議案第　１号　　市営土地改良事業の換地計画に関する意見について
・議案第　２号　　農用地利用集積等促進計画（特例事業関係）について
・議案第　３号　　農地移動適正化あっせん申し出（売渡）について
・議案第　４号　　農地法第３条の規定による許可申請について
・議案第　５号　　農地法第５条の規定による許可申請について

４．本会議の議長　　朝倉市農業委員会会長　　樋　口　博　幸

５．本会議の書記　　朝倉市農業委員会事務局　　大　山　豊　揚

６．本会議に出席した事務局職員

事務局長　　中　村　敬一郎
事務吏員　　渡　辺　　晃
事務吏員　　川　波　貴　敬

事務吏員　　岩　切　範　宏

７．本会議に出席した他課の職員

農業振興課	農地管理係	森　田　誠　市
農業振興課	農地管理係	井　手　英　覚
農地改良復旧室	計画管理係長	石　井　宏　明
農地改良復旧室	計画管理係	坂　田　巨　希

（　　開会　　１４時００分　　）

８．議　　事

議　長　　ただ今より、令和８年第２回朝倉市農業委員会定例総会を開会します。
それでは、これより議案等の審議に入ります。ただ今の出席委員数は農業委員１８名、農地利用最適化推進委員（以下、「推進委員」という。）１２名であります。
会議規則第６条に基づき、委員定数の過半数に達しておりますので、会議は成立します。
議事録署名人に４番信國委員、５番鳥巣委員を指名いたします。よろしくお願いします。
それでは、１ページをお開きください。報告第１号「農地法第１８条の規定による合意解約通知について」事務局の説明を求めます。
事務局挙手

議　長　　事務局。

事務局　　（渡辺）議案朗読をもって説明
７ページまで３５件ございます。以上、報告いたします。

議　長　　事務局の説明は終わりました。報告番号１番から３５番までを一括とし、質問や意見のある方は挙手にて議席番号、名前をお願いします。
（「なし」と呼ぶ者あり）

議　長　　なければ、以上で報告第１号を終わります。
８ページをお開きください。
次に報告第２号「農地改良届出について」事務局の説明を求めます。
事務局挙手

議　長　　事務局。

事務局　　（川波）議案朗読をもって説明

議　長　　事務局の説明は終わりました。担当委員の説明を求めます。１番井上委員。
１番挙手

議　長　　１番井上委員。

１番　　（井上委員）報告第２号について説明します。届出人の住所、氏名、届出物件については記載のとおりです。変更計画と理由は、農地内にある段差を解消するため、約８０センチの盛土により地上げし、耕作しやすくするものです。用排水計画は、地下浸透で自然流下です。改良後はミカンを作付け予定です。ご審議方よろしくお願いします。

議　長　　担当委員の説明は終わりました。
報告第２号について、質問や意見はありませんか。
（「なし」と呼ぶ者あり）

議　長　　なければ、以上で報告第２号を終わります。
９ページをお開きください。
報告第３号「農地の転用に係る届出（２００㎡未満の農業用施設）について」事務局の説明

を求めます。
事務局挙手
議　長　事務局。
事務局　（川波）議案朗読をもって説明
議　長　事務局の説明は終わりました。
報告番号１番について、担当委員の説明を求めます。４番信國委員。
４番挙手
議　長　４番信國委員。
４番　（信國委員）報告番号１番について説明します。転用者・申請土地については議案書記載のとおりです。転用の目的及び理由は、転用者が現在畑として利用しているが、農機具やトラクター、収穫した作物を保管するための農業用倉庫として整備するものです。２０４０㎡のうち１４０㎡を転用するものです。農地区分は、第１種農地です。ご審議方よろしくお願いします。
議　長　担当委員の説明は終わりました。推進委員より補足説明はありませんか。
２１番　（高良委員）ありません。
議　長　報告番号１番について、質問や意見はありませんか。
（「なし」と呼ぶ者あり）
議　長　なければ、報告番号１番を終わります。
次の報告番号２番は、私が担当委員になっていますので、議長を林副会長と交代します。
副会長　議長を交代しました。
次に、報告番号２番について、担当委員の説明を求めます。１９番樋口委員。
１９番挙手
副会長　１９番樋口委員。
１９番　（樋口委員）報告番号２番について、説明します。転用者・申請土地については、記載のとおりです。転用の目的は、農業用倉庫、露天農業用資材置場及び露天農業用車両駐車場を整備するものです。現在、宅地にある農業用倉庫を壊して、宅地から農地にかけて新たに農業用倉庫を建てるそうです。現在、車両駐車場がありましたので、始末書添付となっています。
以上で報告を終わります。
副会長　担当委員の説明は終わりました。
報告番号２番について、質問や意見はありませんか。
（「なし」と呼ぶ者あり）
副会長　なければ、報告番号２番を終わります。議長を樋口会長と交代します。
議　長　議長を交代しました。
以上で報告第３号を終わります。１０ページをお開きください。次に、議案第１号「市営土地改良事業の換地計画に関する意見について」を議題とし、事務局の説明を求めます。
事務局挙手
議　長　事務局。
事務局　（渡辺）議案書朗読をもって説明
議　長　事務局の説明は終わりました。次に、農地改良復旧室の説明を求めます。
農地改良復旧室挙手
議　長　農地改良復旧室。
農地改良復旧室　（斎藤）平成２９年九州北部豪雨災害で被災した原形復旧が困難な河川沿いの農地を区画整理という手法で復旧事業を行っているが、赤谷川下流域地区の復旧工事が終わり、換地計画書の作成を行いました。今後県へ認可申請を行うに当たり、土地改良法の規定に基づき、農業委員会の同意を得る必要があるため審議を求めるものです。（資料による説明）

ご審議方よろしくお願いします。
議　長　農地改良復旧室の説明は終わりました。本件について、質問や意見はありませんか。
（「なし」と呼ぶ者あり）
議　長　なければ、本件について、承認することに賛成の方の挙手を求めます。
全委員　賛成の挙手
議　長　賛成多数と認め、議案第１号は承認とし、市長へ通知いたします。
１３ページをお開きください。
次に、議案第２号に入りますが、審議番号１番は、譲受人について、農業委員会等に関する法律第３１条第１項に該当し、２７番松岡委員が関係しますので、審議が終わるまで２７番松岡委員は退室をお願いします。
（　２７番　松岡委員　退室　）
議　長　それでは、議案第２号「農用地利用集積等促進計画（特例事業関係）について」を議題とし、事務局の説明を求めます。
事務局挙手
議　長　事務局。
事務局　（岩切）議案朗読をもって説明
議　長　事務局の説明は終わりました。
審議番号１番については、推進機構への売り渡し及び買い入れとなります。以上、審議番号１番の案件につきましては、「農地中間管理事業の推進に関する法律」第１９条に基づく各要件を満たしているものと考えております。以上で説明を終わります。
議　長　事務局の説明は終わりました。審議番号１番について、質問や意見はありませんか。
（「なし」と呼ぶ者あり）
議　長　なければ、審議番号１番について、承認することに賛成の方の挙手を求めます。
全委員　賛成の挙手
議　長　賛成多数と認め、議案第２号は承認とし、市長へ通知いたします。
審議が終わりましたので、２７番松岡委員の入室をお願いします。
（　２７番　松岡委員　入室　）
１４ページをお開きください。
次に、議案第３号「農地移動適正化あっせん申し出（売渡）について」を議題とし、事務局の説明を求めます。なお、審議番号１番についても続けて説明をお願いします。
事務局挙手
議　長　事務局。
事務局　（岩切）議案朗読をもって説明
審議番号１番について、あっせん委員の選任が必要となります。よろしくお願いいたします。
議　長　事務局の説明は終わりました。それでは審議番号１番について、担当地区委員の４番信國委員、３５番平井委員を指名いたします。
次に、審議番号２番について、事務局の説明を求めます。
事務局挙手
議　長　事務局。
事務局　（岩切）審議番号２番について、あっせん委員の選任が必要となります。よろしくお願いいたします。
議　長　事務局の説明は終わりました。それでは審議番号２番について、担当地区委員の１９番樋口委員、３４番篠原委員を指名いたします。
次に、審議番号３番について、事務局の説明を求めます。
事務局挙手

議　長　　事務局。
事務局　　（岩切）審議番号３番について、あっせん委員の選任が必要となります。よろしくお願いいたします。
議　長　　事務局の説明は終わりました。それでは審議番号３番について、担当地区委員の３番星野委員、３２番岩下委員を指名いたします。
次に、審議番号４番について、事務局の説明を求めます。
事務局挙手
議　長　　事務局。
事務局　　（岩切）審議番号４番について、あっせん委員の選任が必要となります。よろしくお願いいたします。
議　長　　事務局の説明は終わりました。それでは審議番号４番について、担当地区委員の２番師岡委員、３８番矢野委員を指名いたします。
１５ページをお開きください。
次に、審議番号５番について、事務局の説明を求めます。
事務局挙手
議　長　　事務局。
事務局　　（岩切）審議番号５番について、あっせん委員の選任が必要となります。よろしくお願いいたします。
議　長　　事務局の説明は終わりました。それでは審議番号５番について、担当地区委員の１番井上委員、３１番鬼塚委員を指名いたします。
審議番号１番から５番を一括とし、質問や意見はありませんか。
３２番挙手
議　長　　３２番岩下委員。
３２番　　（岩下委員）審議番号３番の農地ですが、植木をしてあった農地で雑木等もあるような農地ですが、あっせんするにもどうすればいいのか分からない。
事務局挙手
議　長　　事務局。
事務局　　（岩切）航空写真で見ると荒れているようです。受付の時に木を切らないと売れないということを申請者には言っています。厳しいとは思いますがシルバー人材センターなどに依頼するなどして、きれいにしてくださいと伝えています。
３２番　　分かりました。
議　長　　荒れたところを買う人もいらっしゃるかもしれませんからね。
事務局　　（岩切）買った方もいらっしゃいます。
議　長　　中にはそういう方もいらっしゃいますから気長に探してください。
ほかに質問や意見はありませんか。
（「なし」と呼ぶ者あり）
議　長　　なければ、審議番号１番から５番について、賛成の方の挙手を求めます。
全委員　　賛成の挙手
議　長　　賛成多数と認め、議案第３号は可決されました。
１６ページをお開きください。
次に、議案第４号「農地法第３条の規定による許可申請について」を議題とします。なお、この案件は農業委員会許可処分であります。事務局の説明を求めます。
事務局挙手
議　長　　事務局。
事務局　　（渡辺）議案朗読をもって説明。

ご審議方よろしくお願いします。

議　長　事務局の説明は終わりました。審議番号１番について、担当委員の説明を求めます。４番信國委員。

４番挙手

議　長　４番信國委員。

４番　（信國委員）審議番号１番について説明いたします。譲受人・譲渡人・申請土地については記載のとおりです。契約は売買です。譲渡人の１人は相続したが農業をしていないため、もう１人は高齢のため譲渡すものです。譲受人は、規模拡大です。農地法第３条第２項には該当いたしません。ご審議方よろしくお願いします。

議　長　担当委員の説明は終わりました。

推進委員より補足説明はありませんか。

３５番　（平井委員）ありません。

議　長　審議番号１番について、質問や意見はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議　長　なければ、審議番号１番について、許可することに賛成の方の挙手を求めます。

全委員　賛成の挙手

議　長　賛成多数と認め、審議番号１番は許可といたします。

次に審議番号２番について担当委員の説明を求めます。４番信國委員。

４番挙手

議　長　４番信國委員。

４番　（信國委員）審議番号２番について説明いたします。譲受人・譲渡人・申請土地については、議案書記載のとおりです。契約は、売買です。申請土地は、現在譲受人が耕作しており、譲渡人は高齢のため、譲受人に売買するものです。農地法第３条第２項には該当いたしません。ご審議方よろしくお願いします。

議　長　担当委員の説明は終わりました。

推進委員より補足説明はありませんか。

３５番　（平井委員）問題ないと思います。

議　長　審議番号２番について、質問や意見はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議　長　なければ、審議番号２番について、許可することに賛成の方の挙手を求めます。

全委員　賛成の挙手

議　長　賛成多数と認め、審議番号２番は許可といたします。

次に審議番号３番について担当委員の説明を求めます。４番信國委員。

４番挙手

議　長　４番信國委員。

４番　（信國委員）審議番号３番について説明いたします。譲受人・譲渡人・申請土地については、議案書記載のとおりです。契約は売買です。譲受人は現在自営で建築業を営んでおり、少し時間が取れるので、自宅隣の農地を購入して家庭菜園を行うそうです。新規就農の面談も行い、耕運機を持っているということで、それを使って、家族で農作業を行いたいそうです。農地法第３条第２項には該当いたしません。ご審議方よろしくお願いします。

議　長　担当委員の説明は終わりました。

推進委員より補足説明はありませんか。

３５番　（平井委員）ありません。

審議番号３番について、質問や意見はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議　長　　なければ、審議番号３番について、許可することに賛成の方の挙手を求めます。
全委員　　賛成の挙手
議　長　　賛成多数と認め、審議番号３番は許可といたします。
　　１７ページをお開きください。
　　次に、審議番号４番について、担当委員の説明を求めます。７番大隅委員。
　　７番挙手
議　長　　７番大隅委員。
７番　　（大隅委員）審議番号４番について説明いたします。譲受人・譲渡人・申請土地については、議案書記載のとおりです。契約は売買です。譲受人は規模拡大。譲渡人は資産整理ということです。今回、譲受人と私の母親でしか話しができていなく、農業委員である私と直接話せていないので、どういう作り方をするのかも分からない。以前、事務局にもお願いしていましたが、申請人は直接農業委員と話すように伝えてほしいと思います。農地法第３条第２項には該当いたしません。ご審議方よろしくお願いします。
議　長　　担当委員の説明は終わりました。
　　審議番号４番について、質問や意見はありませんか。
　　事務局挙手
議　長　　事務局。
事務局　　（渡辺）申請人には、農業委員本人に説明してくださいとは言っていますので、そのようなことがあれば、事務局に早めに言っていただければ、事務局から申請人に伝えることはできますのでよろしくお願いします。
７番　　（大隅委員）分かりました。事務局に連絡すればいいということですね。
議　長　　ほかに質問や意見はありませんか。
　　（「なし」と呼ぶ者あり）
議　長　　なければ、審議番号４番について、許可することに賛成の方の挙手を求めます。
全委員　　賛成の挙手
議　長　　賛成多数と認め、審議番号４番は許可といたします。
　　次に、審議番号５番について、担当委員の説明を求めます。１４番山内委員。
　　１４番挙手
議　長　　１４番山内委員。
１４番　　（山内委員）審議番号５番について説明いたします。譲受人・譲渡人・申請土地については、議案書記載のとおりです。契約は売買です。譲渡人は規模縮小。譲受人は規模拡大です。農地法第３条第２項には該当いたしません。ご審議方よろしくお願いします。
議　長　　担当委員の説明は終わりました。
　　審議番号５番について、質問や意見はありませんか。
　　（「なし」と呼ぶ者あり）
議　長　　なければ、審議番号５番について、許可することに賛成の方の挙手を求めます。
全委員　　賛成の挙手
議　長　　賛成多数と認め、審議番号５番は許可といたします。
　　１８ページをお開きください。
　　次の審議番号６番及び７番については、関連がありますので、一括審議とします。
　　それでは、担当委員の説明を求めます。８番田子森委員。
　　８番挙手
議　長　　８番田子森委員。
８番　　（田子森委員）審議番号６番と７番について説明いたします。譲受人・譲渡人・申請土地については、議案書記載のとおりです。お互い親から聞いていた所有農地を隣接農地と誤認し

ていたことから、お互い話を行い、交換することにしたそうです。農地法第３条第２項には該当いたしません。ご審議方よろしくお願いします。

議　長　担当委員の説明は終わりました。
推進委員より補足説明はありませんか。

２０番　（唐川委員）ありません。
審議番号６番及び７番について、質問や意見はありませんか。
（「なし」と呼ぶ者あり）

議　長　なければ、審議番号６番及び７番について、許可することに賛成の方の挙手を求めます。

全委員　賛成の挙手

議　長　賛成多数と認め、審議番号６番及び７番は許可といたします。
次の審議番号８番から１１番までは、私が担当委員になっていますので、議長を林副会長と交代します。

副会長　議長を交代しました。
次に、審議番号８番について、担当委員の説明を求めます。１９番樋口委員。
１９番挙手

副会長　１９番樋口委員。

１９番　（樋口委員）審議番号８番について説明いたします。譲受人・譲渡人・申請土地については、議案書記載のとおりです。契約は売買です。譲受人は規模拡大で、譲渡人は、父親から相続したが農業をしていないため売買契約をするものです。農地法第３条第２項には該当いたしません。ご審議方よろしくお願いします。

副会長　担当委員の説明は終わりました。
審議番号８番について、質問や意見はありませんか。
（「なし」と呼ぶ者あり）

副会長　なければ、審議番号８番について、許可することに賛成の方の挙手を求めます。

全委員　賛成の挙手

副会長　賛成多数と認め、審議番号８番は許可といたします。
１９ページをお開きください。
次に審議番号９番について、担当委員の説明を求めます。１９番樋口委員。
１９番挙手

副会長　１９番樋口委員。

１９番　（樋口委員）審議番号９番について説明いたします。譲受人・譲渡人・申請土地については、議案書記載のとおりです。契約は売買です。譲受人は相手方の要望で、譲渡人は規模縮小ですが、最近体の具合が悪いそうですので、隣に譲受人の農地があるそうで、この際売買することに至ったようです。農地法第３条第２項には該当いたしません。ご審議方よろしくお願いします。

副会長　担当委員の説明は終わりました。
審議番号９番について、質問や意見はありませんか。
（「なし」と呼ぶ者あり）

副会長　なければ、審議番号９番について、許可することに賛成の方の挙手を求めます。

全委員　賛成の挙手

副会長　賛成多数と認め、審議番号９番は許可といたします。
次に、審議番号１０番について、担当委員の説明を求めます。１９番樋口委員。
１９番挙手

副会長　１９番樋口委員。

１９番　（樋口委員）審議番号１０番について説明いたします。譲受人・譲渡人・申請土地について

は、議案書記載のとおりです。契約は売買です。譲受人は、規模拡大。譲渡人は、規模縮小です。申請農地は、現在、譲受人が耕作しています。譲受人の農地に行くには、申請農地を通らないといけないため売買契約に至ったものです。農地法第３条第２項には該当いたしません。ご審議方よろしくお願いします。

副会長　担当委員の説明は終わりました。審議番号１０番について、質問や意見はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

副会長　なければ、審議番号１０番について、許可することに賛成の方の挙手を求めます。

全委員　賛成の挙手

副会長　賛成多数と認め、審議番号１０番は許可といたします。

次に、審議番号１１番について、担当委員の説明を求めます。１９番樋口委員。

１９番挙手

副会長　１９番樋口委員。

１９番　（樋口委員）審議番号１１番について説明いたします。譲受人・譲渡人・申請土地については、議案書記載のとおりです。契約は売買です。譲受人は、規模拡大。譲渡人は、規模縮小です。農地法第３条第２項には該当いたしません。ご審議方よろしくお願いします。

副会長　担当委員の説明は終わりました。

審議番号１１番について、質問や意見はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

副会長　なければ、審議番号１１番について、許可することに賛成の方の挙手を求めます。

全委員　賛成の挙手

副会長　賛成多数と認め、審議番号１１番は許可といたします。

ここで議長を樋口会長と交代します。

議　長　議長を交代しました。

次に、審議番号１２番について、担当委員の説明を求めます。１５番田中委員。

１５番挙手

議　長　１５番田中委員。

１５番　（田中委員）審議番号１２番について説明いたします。譲受人・譲渡人・申請土地については、議案書記載のとおりです。契約は売買です。譲受人は、家を買ったら申請土地も一緒にという条件だったそうです。申請土地と家は、１０数年前に仮登記されていたそうです。近所の方に聞いたが、毎年草刈りはされているそうです。特に問題はないと思います。農地法第３条第２項には該当いたしません。ご審議方よろしくお願いします。

議　長　担当委員の説明は終わりました。

推進委員より補足説明はありませんか。

２５番　（大内田委員）譲受人は、経営面積が０となっていますが、近所で耕作をしているそうで、新規就農者の面談も行いましたが、問題ないと思います。

議　長　審議番号１２番について、質問や意見はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議　長　なければ、審議番号１２番について、許可することに賛成の方の挙手を求めます。

全委員　賛成の挙手

議　長　賛成多数と認め、審議番号１２番は許可といたします。

２０ページをお開きください。

次に、審議番号１３番について、担当委員の説明を求めます。１１番江藤委員。

１１番挙手

議　長　１１番江藤委員。

１１番　（江藤委員）審議番号１３番について説明いたします。譲受人・譲渡人・申請土地、契約に

ついては、議案書記載のとおりです。本件は、譲受人が以前から借地して耕作している農地を譲渡人から売買により購入するものです。譲受人は今後ハウスで万能ねぎを栽培するとのことで問題はありません。農地法第３条第２項には該当いたしません。ご審議方よろしくお願いします。

議　長　　担当委員の説明は終わりました。
推進委員より補足説明はありませんか。

２３番　　（田邊委員）ありません。

議　長　　審議番号１３番について、質問や意見はありませんか。
（「なし」と呼ぶ者あり）

議　長　　なければ、審議番号１３番について、許可することに賛成の方の挙手を求めます。

全委員　　賛成の挙手

議　長　　賛成多数と認め、審議番号１３番は許可といたします。
次に、審議番号１４番について、担当委員の説明を求めます。１１番江藤委員。
１１番挙手

議　長　　１１番江藤委員。

１１番　　（江藤委員）審議番号１４番について説明いたします。譲受人・譲渡人・申請土地・契約については、議案書記載のとおりです。本件は博多から朝倉市へ移住するため、住宅建設の土地を購入した際、隣接する農地も購入してほしいと依頼があったため、農業への興味もあり、自家栽培で野菜を栽培するため今回の申請となりました。譲受人は新規就農となりますので、面談を行いましたところ、博多で消防団活動も行っており、就農に問題ないと思います。農地法第３条第２項には該当いたしません。ご審議方よろしくお願いします。

議　長　　担当委員の説明は終わりました。
推進委員より補足説明はありませんか。

２３番　　（田邊委員）ありません。

議　長　　審議番号１４番について、質問や意見はありませんか。
（「なし」と呼ぶ者あり）

議　長　　なければ、審議番号１４番について、許可することに賛成の方の挙手を求めます。

全委員　　賛成の挙手

議　長　　賛成多数と認め、審議番号１４番は許可といたします。
次に、審議番号１５番について、担当委員の説明を求めます。１１番江藤委員。
１１番挙手

議　長　　１１番江藤委員。

１１番　　（江藤委員）審議番号１５番について説明いたします。譲受人・譲渡人・申請土地・契約については、議案書記載のとおりです。譲渡人が遠方に住んでいるため、長年管理を依頼されていた譲受人が譲渡人の依頼により購入するものです。譲受人は今後も野菜作りを継続するとのことであり、問題ありません。農地法第３条第２項には該当いたしません。ご審議方よろしくお願いします。

議　長　　担当委員の説明は終わりました。
推進委員より補足説明はありませんか。

２３番　　（田邊委員）ありません。

議　長　　審議番号１５番について、質問や意見はありませんか。
（「なし」と呼ぶ者あり）

議　長　　なければ、審議番号１５番について、許可することに賛成の方の挙手を求めます。

全委員　　賛成の挙手

議　長　　賛成多数と認め、審議番号１５番は許可といたします。

次に、審議番号１６番について、担当委員の説明を求めます。１０番森高委員。
１０番挙手
議　長　１０番森高委員。
１０番　（森高委員）審議番号１６番について説明いたします。譲受人・譲渡人・申請土地・契約については、議案書記載のとおりです。譲受人は、以前から農地を借りてぶどうを栽培しており、これから先も農業はできるようです。譲渡人は、相続したけども農業をしていないため売買するものです。農地法第３条第２項には該当いたしません。ご審議方よろしくお願いします。
議　長　担当委員の説明は終わりました。
推進委員より補足説明はありませんか。
３６番　（石井委員）ありません。
議　長　審議番号１６番について、質問や意見はありませんか。
（「なし」と呼ぶ者あり）
議　長　なければ、審議番号１６番について、許可することに賛成の方の挙手を求めます。
全委員　賛成の挙手
議　長　賛成多数と認め、審議番号１６番は許可といたします。
次に、審議番号１７番について、担当委員の説明を求めます。１７番畑委員。
１７番挙手
議　長　１７番畑委員。
１７番　（畑委員）審議番号１７番について説明いたします。譲受人・譲渡人・申請土地・契約については、議案書記載のとおりです。申請土地は、譲受人が４０年ほど耕作しており、譲渡人から購入してほしいといわれて、今回の契約に至ったものです。農地も管理されており、農地法第３条第２項には該当いたしません。ご審議方よろしくお願いします。
議　長　担当委員の説明は終わりました。
推進委員より補足説明はありませんか。
２２番　（日野委員）ありません。
議　長　審議番号１７番について、質問や意見はありませんか。
（「なし」と呼ぶ者あり）
議　長　なければ、審議番号１７番について、許可することに賛成の方の挙手を求めます。
全委員　賛成の挙手
議　長　賛成多数と認め、審議番号１７番は許可といたします。

ここで議事の進行上、暫時休憩といたします。
１５時００分まで休憩します。

１４時４７分休憩
１５時１０分再開

議　長　それでは、休憩前に引き続き、会議を再開します。
２２ページをお開きください。次に議案第５号「農地法第５条の規定による許可申請について」を議題とし、事務局の説明を求めます。
事務局挙手
議　長　事務局。
事務局　（川波）議案朗読をもって説明
議　長　事務局の説明は終わりました。審議番号１番について、担当委員の説明を求めます。４番信

國委員。
４番挙手
議　長　４番信國委員。
４番　（信國委員）審議番号１番について説明いたします。譲受人・譲渡人・申請土地については、議案書記載のとおりです。契約は売買です。転用の目的は、蓄電池設備を設置したいとのことです。蓄電池２０台のところだけを地上げするそうです。農地より道路が高いので出入りができるようにスロープを設置するそうです。奥に駐車場、資材置場を設置し管理ができるようにするそうです。雨水は自然浸透で、汚水はありません。近くにアパートなどがあるため、防音シートを設置し防音対策を行うそうです。地区住民に迷惑をかけないように住民との連絡をお願いしています。農地法の運用は、用途地域が定められている農地に該当します。ご審議方よろしくお願いします。
議　長　担当委員の説明は終わりました。
推進委員より補足説明はありませんか。
３５番　（平井委員）区会長にも話しておくように言っています。
議　長　審議番号１番について、質問や意見はありませんか。
車が入れるように砂利などを敷くのですか。
４番　（信國委員）そうです。
議　長　なければ、審議番号１番について、承認することに賛成の方の挙手を求めます。
全委員　賛成の挙手
議　長　賛成多数と認め、審議番号１番は承認といたします。
次に審議番号２番について、担当委員の説明を求めます。７番大隅委員。
７番挙手
議　長　７番大隅委員。
７番　（大隅委員）審議番号２番について説明いたします。譲受人・譲渡人・申請土地については、議案書記載のとおりです。契約は売買です。転用の目的は、宅地分譲４区画です。転用の理由は、申請地周辺は住環境が良いため、宅地分譲し販売するものです。農地法の運用は、用途地域が定められている農地に該当します。下水は前に通っており、雨水はＵ字溝に流すそうです。ご審議方よろしくお願いします。
議　長　担当委員の説明は終わりました。
推進委員より補足説明はありませんか。
２７番　（松岡委員）ありません。
議　長　審議番号２番について、質問や意見はありませんか。
これは、道の高さまで地上げするのですか。
７番　（大隅委員）はい。入ってくる道を４ｍくらい作るそうです。
議　長　ほかに質問や意見はありませんか。
（「なし」と呼ぶ者あり）
議　長　なければ、審議番号２番について、承認することに賛成の方の挙手を求めます。
全委員　賛成の挙手
議　長　賛成多数と認め、審議番号２番は承認といたします。
次に審議番号３番について、担当委員の説明を求めます。１４番山内委員。
１４番挙手
議　長　１４番山内委員。
１４番　（山内委員）審議番号３番について説明いたします。譲受人・譲渡人・申請土地については、議案書記載のとおりです。契約は売買です。転用の目的は、蓄電池設備の一体開発。転用の理由は再生可能エネルギーの導入拡大と電力系統の安定化のため、蓄電池設備を整備し

収入を得るものです。参考事項として、工業専用地域で蓄電池４基、パワーコンディショナー２０台。農地の区分は、第３種農地であり、都市計画用途区域内です。被害防除は、畦畔ブロックで隣接農地への土砂の流失はないと思われます。排水は自然浸透排水です。隣接農地の所有者・耕作者には蓄電池設備の設置について承諾をもらっているそうです。騒音については、民家まで１５０ｍ以上離れているので、特に問題ないと思われます。ご審議方よろしくお願いします。

議　長　　担当委員の説明は終わりました。
審議番号３番について、質問や意見はありませんか。
（「なし」と呼ぶ者あり）

議　長　　なければ、審議番号３番について、承認することに賛成の方の挙手を求めます。

全委員　　賛成の挙手

議　長　　賛成多数と認め、審議番号３番は承認といたします。
２３ページをお開きください。
次に審議番号４番について、担当委員の説明を求めます。９番空閑委員。
９番挙手

議　長　　９番空閑委員。

９番　　（空閑委員）審議番号４番について説明いたします。譲受人・譲渡人・申請土地については、議案書記載のとおりです。契約は売買です。転用の目的は、大型車進入路及び露天資材置場です。転用の理由は、周辺地は大型車の侵入が困難であり、また資材置場が不足するため整備するものです。申請土地は道路に面した歪な農地で、周りも田畑とは隣接していないため影響はないと思います。申請土地の周りは、県が設置した排水溝があり問題ありません。進入路が８０㎡、資材置場が４４９㎡です。農地法の運用は、１０ｈａ以上の一団の農地の集落接続に該当します。ご審議方よろしくお願いします。

議　長　　担当委員の説明は終わりました。
審議番号４番について、質問や意見はありませんか。
（「なし」と呼ぶ者あり）

議　長　　なければ、審議番号４番について、承認することに賛成の方の挙手を求めます。

全委員　　賛成の挙手

議　長　　賛成多数と認め、審議番号４番は承認といたします。
次に審議番号５番について、担当委員の説明を求めます。１０番森高委員。
１０番挙手

議　長　　１０番森高委員。

１０番　　（森高委員）審議番号５番について説明いたします。譲受人・譲渡人・申請土地については、議案書記載のとおりです。契約は売買です。転用の目的は、露天資材置場で、転用の理由は、事業の拡大により資材置場が足りなくなり整備するものです。申請土地は、市外の方が耕作していたが、体調不良により荒れていて問題となっていたところです。それを見ていた隣接地の譲受人が購入することに至ったものです。雨水は自然流下で前の水路に流すそうです。農地法の運用は、１０ｈａ以上の一団の農地の集落接続に該当します。農用地区域外で第１種農地になります。ご審議方よろしくお願いします。

議　長　　担当委員の説明は終わりました。
推進委員より補足説明はありませんか。

３６番　　（石井委員）ありません。
審議番号５番について、質問や意見はありませんか。
（「なし」と呼ぶ者あり）

議　長　　なければ、審議番号５番について、承認することに賛成の方の挙手を求めます。

全委員　　賛成の挙手

議　長　　賛成多数と認め、審議番号５番は承認といたします。

以上をもちまして、全ての議案等の審議が終了いたしました。

（会議終了時刻　１５時２４分　）